

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成25年 2 月 15 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 1 号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 （略） （1）—（9） （略） （10）固定資産 次に掲げるものをいう。 ア 有形固定資産 土地、建物、構築物、機械及び装置、建設仮勘定その他これらに類するもの並びに耐用年数が 1 年以上であって、かつ、取得価額が 10 万円以上の車両運搬具、工具器具及び備品並びに建設受託工事仮勘定をいう。 イ・ウ （略） （11）・（12） （略） <u>（建設仮勘定等への整理）</u> 第 99 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、所属長は、<u>大阪広域水道企業団規約第 2 条に規定する構成団体からの依頼に基づき企業団が当該構成団体の水道事業の用に供する施設の建設又は改良工事等を行う場合においては、建設受託工事仮勘定をもって整理しなければならない。</u> （建設仮勘定の精算） 第 100 条 事業管理部長は、前条第 1 項の建設又は改良工事等が完成したときは、速やかに建設仮勘定の精算を行い、固定資産の当該科目への振替の手続を執らなければならない。ただし、未稼働施設は、この限りでない。 （償却資産） 第 101 条 事業管理部長は、固定資産のうち土地、建設仮勘定、<u>建設受託工事仮勘定及び投資を除く資産を償却資産として毎事業年度減価償却を行わなければならない。</u> 別表第 4 （第 13 条関係） 別紙のとおり	（定義） 第 2 条 （略） （1）—（9） （略） （10）固定資産 次に掲げるものをいう。 ア 有形固定資産 土地、建物、構築物、機械及び装置、建設仮勘定その他これらに類するもの並びに耐用年数が 1 年以上であって、かつ、取得価額が 10 万円以上の車両運搬具、工具器具及び備品をいう。 イ・ウ （略） （11）・（12） （略） <u>（建設仮勘定への整理）</u> 第 99 条 （略） （建設仮勘定の精算） 第 100 条 事業管理部長は、前条の建設又は改良工事等が完成したときは、速やかに建設仮勘定の精算を行い、固定資産の当該科目への振替の手続を執らなければならない。ただし、未稼働施設は、この限りでない。 （償却資産） 第 101 条 事業管理部長は、固定資産のうち土地、建設仮勘定及び投資を除く資産を償却資産として毎事業年度減価償却を行わなければならない。 別表第 4 （第 13 条関係） 別紙のとおり

--	--

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。